

船舶で貨物を運送される皆様へ ～ 危険物はありませんか？～

「危険物」を船舶により運送するには

船舶への積載が禁止されているものを除き、危険物は危険物船舶運送及び貯蔵規則及び関係法令に基づき、定められた量以下のものを定められた容器に収納する等行うことにより運送が可能です。

その場合、荷送人の責任において危険物の分類等の判定、法令で定められた容器への収納等をしていただくとともに、危険物の内容を詳しく記載した書類（危険物明細書等）を船舶所有者又は船長に提出していただく必要があります。

「危険物」とは？

以下のものは危険物に分類されます。

～ 危険物の運送に関するWEBページのご案内～
「危険物の海上運送等に係る安全対策」

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr8_000012.html

1. 火薬類

火薬、弾薬、花火等



2. 高圧ガス

加圧されたガス、引火性を有するガス等（酸素、液化石油ガス（LPG）、エアゾール缶等）



3. 引火性液体類

引火点が一定温度以下の液体等（ガソリン、灯油、ペイント類等）



4. 可燃性物質類

自然発火しやすい物質等（木炭、マッチ、金属粉末等）



マッチ 木炭

5. 酸化性物質類

他の物質を酸化させる性質を有する物質等（さらし粉、過酸化水素等）



6. 毒物類

人体に対して毒作用を及ぼす物質等（殺虫殺菌剤類等）



7. 放射性物質等



8. 腐食性物質

腐食性を有する物質（酸性ソーダ、蓄電池等）



蓄電池

9. 有害性物質

1.～8.には該当しないが、人に危害を与え、又は物件を損傷するおそれのあるもの（リチウムイオン電池、PCB、自動車等）



リチウムイオン電池



自動車※

※ ロールオン・ロールオフ船等に積載する場合であって燃料等の漏洩がない場合は危険物に該当しない。

- ◆ 一部の危険物は、規定の数量以下のものを、船長の許可を受けて携帯品として船内に持ち込むことが可能です。
- ◆ 荷送人が、危険物船舶運送及び貯蔵規則及び関係法令に従い、危険物の容器への収納、危険物明細書等の船舶所有者又は船長への提出等を行わなかった場合、20万円以下の罰金の対象となります。
- ◆ 危険物の分類や容器に関する個別のご質問は、最寄りの地方運輸局海上安全環境部船舶安全環境課までお問い合わせください。



国土交通省海事局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Maritime Bureau